平成２３年（フ）第８３２９号
大阪府茨木市沢良宜西１丁目17番17号
債務者　橋　　雅晴
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４０号
大阪市西成区南津守６丁目３番１―205号
債務者　菊池　隆裕（旧姓井戸）
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３５１号
大阪市福島区大開４丁目１番11―412号
債務者　古賀　正治
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４５６号
大阪市北区野崎町１番26号　豊ビル５Ｆ
債務者　杉本　　薫
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６０６号
大阪市西淀川区柏里１丁目１番18号　エーデルワイス柏里303号室
債務者　山縣　淳平
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６２６号
大阪市西区靱本町３丁目２番５―904号
債務者　伊藤　恭三
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７４１号
大阪市旭区赤川２丁目１番14―503号、前住所松本市宮渕２丁目６番18号
債務者　十河　慶子
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７８９号
大阪府茨木市沢良宜西４丁目７番８号、前住所高知県香美市土佐山田町宝町３丁目４番14号　堀川アパート２階北
債務者　増川明日香（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０９２号
大阪市生野区林寺２丁目16番11号
債務者　辻　　豊
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２８０号
大阪市東淀川区東中島６丁目12番35―303号
債務者　佐藤　恭司
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３１０号
大阪市淀川区新高２丁目10番４号　キャッスル神崎101号、住民票上の住所大阪市淀川区西三国１丁目31番１号
債務者　竹田　幸二
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３１４号
大阪府東大阪市寿町２丁目３番13号　第７ウエスタンハイツ201号、前住所大阪市生野区小路東５丁目８番11号
債務者　中澤　隆史
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６号
神戸市西区大津和２丁目９番地の７　ハイツプランタン101号
債務者　加藤　隆司
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第７６号
兵庫県明石市野々上３丁目10番地の１
債務者　濱田　武彦
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第８３号
兵庫県明石市魚住町長坂寺1297番地　県住２棟503号
債務者　内田　雅子
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第９０号
相模原市中央区田名4112番地１　ダイアパレスグリーンシティー相模原404
債務者　徳永　幸昭
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４３号
広島県福山市神辺町大字川南1664番地３
債務者　岡本　道和
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係